

ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託  
における公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

ふじみ野市

— 目 次 —

1	業務の目的	1
2	業務内容	1
	(1) 業務名	
	(2) 履行場所	
	(3) 業務内容	
	(4) 履行期間	
	(5) 提案限度額	
	(6) 契約及び委託料	
3	プロポーザル手続に関する事項	2
	(1) 参加資格	
	(2) 業者選定スケジュール	
	(3) 実施要領等の公表・配布	
	(4) 実施要領等に関する質問の受付	
	(5) 参加資格の確認（参加表明書の提出）	
	(6) 参加資格の喪失	
	(7) 企画提案書の提出	
	(8) 企画提案参加に際しての留意事項	
4	受託候補者の選定方法に関する事項	7
	(1) 選定委員会	
	(2) 審査項目及び評価内容	
	(3) 審査方法	
	(4) 受託候補者の選定	
	(5) 選定結果の通知	
5	契約の締結	9
6	情報公開	9
	(1) 選定結果の公表	
	(2) 情報公開	
7	問い合わせ先及び各種書類の提出先	9

## 1 業務の目的

本市都市計画マスタープランでは、これからのまちづくりの進め方やまちづくりの目標像を実現するため、3つの視点を示している。

- 1) 郊外住宅都市としての持続性の確保と発展
- 2) 産業活力の創造と、まちの活力の確保
- 3) 広域の中での地域の魅力と個性の向上

また、ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 では、本市の人口は、令和12年までは増加傾向が続き、以降減少傾向に転じると見込まれている。

そのようなことから、本市は比較的コンパクトに市街地が形成されている特性をふまえ、これからのまちづくりにおいては、都市ストックが整った市街地内の利便性を高めるとともに、時代のニーズに応じた機能更新や空間の質の向上を図ることで、人口動向等に対応した持続可能なまちづくりを進める必要がある。

さらに、近年、特に水災害については頻発、激甚化の傾向があり、災害リスクの高い地域を把握し計画的かつ必要な防災・減災対策に取り組む必要もある。

このことから、本市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出、まちづくりの方針、目指すべき都市の骨格構造等を整理・検討し、コンパクトシティの形成を推進するため立地適正化計画を策定することを目的とする。

## 2 業務内容

### (1) 業務名

ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託

### (2) 履行場所

ふじみ野市内

### (3) 業務内容

「ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月17日までとする。

### (5) 提案限度額

金24,241,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## (6) 契約及び委託料

契約は、令和5年度及び令和6年度一括契約とし、委託料の支払は、令和6年度業務完了時に全額支払うものとする。

## 3 プロポーザル手続に関する事項

### (1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア 形態が単体企業であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市こ第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者

エ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

カ ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載された者

キ 過去7年間（平成28年度から令和4年度までの期間）に地方公共団体が発注する立地適正化計画策定<sup>※1</sup>（以下「同種」という。）又は都市計画マスタープラン策定<sup>※2</sup>（以下「類似」という。）の業務を受託し完成させた実績があること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

※1 都市再生特別措置法第81条に規定する立地の適正化を図るための計画

※2 都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針

ク 本業務の実施に当たり、専任の現場責任者、管理技術者及び照査技術者を置くことができる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者でかつ過年度に立地適正化計画策定業務の実績を有する者とする。

ケ 現場責任者、管理技術者及び照査技術者は、本業務と同種又は類似の業務

の履行実績を有し、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 業者選定スケジュール

No.	内 容	日 時
1	実施要領等の公表・配布	令和5年7月18日(火)から 令和5年8月4日(金)まで
2	実施要領等に関する質問受付締切	令和5年7月24日(月)
3	実施要領等に関する質問に対する回答・公表	令和5年7月28日(金)
4	参加表明書提出期間	令和5年7月31日(月)から 令和5年8月4日(金)まで
5	企画提案者選定・提案依頼通知	令和5年8月21日(月)
6	企画提案書の提出期間	令和5年9月13日(水)から 令和5年9月15日(金)まで
7	選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年9月26日(火)
8	選定結果通知(予定)	令和5年10月中旬
9	契約締結(予定)	令和5年10月下旬

※日程については、状況により変更となる場合がある。その場合は、各通知書に記載する日時とする。

(3) 実施要領等の公表・配布

ア 配布期間 令和5年7月18日(火)～令和5年8月4日(金)  
午前9時から午後5時まで  
(ただし土日祝日を除く)

イ 配布場所 ふじみ野市役所都市政策部都市計画課  
(〒356-8501 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 第2庁舎2階)  
次の市ホームページからも入手可。

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/jigyoshanohohe/index.html>  
(TOP > 事業者の方へ > 入札関連情報>公募型プロポーザル情報)

(4) 実施要領等に関する質問の受付

ア 受付期間  
令和5年7月18日(火)～令和5年7月24日(月)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

プロポーザル質問書【様式第1号】に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。件名は、「ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託に関する質問」とすること。

E-mail : toshikei@city.fujimino.saitama.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、参加表明書の提出があったすべての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知するとともに、市ホームページで公表する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある場合については、質問者に対してのみ回答する。

エ 回答日

令和5年7月28日（金）

(5) 参加資格の確認（参加表明書の提出）

ア 提出書類

書類 番号	提出書類名
1	プロポーザル参加表明書【様式第2号】
2	事業者概要書【様式第3号】
3	業務実績書【様式第4号】
4	業務実施体制【様式第5号】
5	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ※直近2期分

イ 提出期間

令和5年7月31日（月）から令和5年8月4日（金）まで。持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は令和5年8月4日（金）午後5時まで必着のこと。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）とする。

オ 参加資格の確認・通知

提出されたアの書類により参加資格を確認し、その結果を参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で、プロポーザル参加資格確認結果通知書【様式第8号】により郵送する。

なお、参加者資格を有する者が多数の場合は、事前に4(2)の審査項目1から3までの審査を実施し、上位4事業者を選定し、プロポーザル提案書等提出要請書【様式第9号】により、企画提案書の提出を要請する。

通知日 令和5年8月21日(月)

(6) 参加資格の喪失

プロポーザル参加者は、参加資格確認後に3(1)の各号に掲げる参加資格の条件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(7) 企画提案書の提出

ア 企画提案を求める事項

ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という)の趣旨に沿った業務内容を達成するための提案をすること。

(ア) 本業務の実施方針及びフロー

(イ) 業務工程表

(ウ) 本業務全体についての企画

(エ) 本業務に係る個別の企画

仕様書の各項目に対する考え方や取組方針等を記載すること。

(オ) その他独自の提案事項

イ 提出書類

書類番号	提出書類名	提出上の注意
1	プロポーザル提案書等提出届	【様式第6号】
2	企画提案書	【様式は任意】 ・A4版とし、A3版の折り込みは不可とする。 ・企画提案書には、プロポーザル参加者名を記入しないこと。 ・ページ番号を付すこと。
3	参考見積書	【様式は任意】 ・2箇年総額の見積金額(消費税及び地方消費

		税の税率は10%とし、税込みで記載のこと) ・封入押印のこと。
--	--	------------------------------------

ウ 提出期間

令和5年9月13日(水)から令和5年9月15日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

エ 提出部数

正本は、「イ 提出書類」書類番号1～3で一式とし、1部を提出すること。副本は、書類番号2の企画提案書のみで一式とし、12部提出すること。

オ 提出方法

持参に限る。

カ その他

企画提案書は日本工業規格A4版の用紙で、文字の大きさは12ポイント以上とし20ページ以内で、4(1)のヒアリング審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

(8) 企画提案参加に際しての留意事項

ア 失格事項

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 実施要領に違反した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (オ) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

イ 留意事項

- (ア) 複数提案の禁止  
企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (イ) 提出書類の変更の禁止  
提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、4(1)の選定委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (ウ) 提出書類の取扱い



提出された書類は返却しない。

企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、受託者として選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### (エ) 費用負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

#### ウ 辞退の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式第7号】を提出すること。

#### エ その他

プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

### 4 受託候補者の選定方法に関する事項

#### (1) 選定委員会

受託候補者の選定審査は、「ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行うこととし、企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査を実施する。

ア 日時 令和5年9月26日(火)(時間の詳細は、参加者ごとに別途通知する。)

イ 場所 ふじみ野市役所(場所の詳細は、参加者ごとに別途通知する。)

#### ウ 実施時間

1 事業者につき、40分程度とする。

入室及び機材の準備	5分程度
プレゼンテーション	15分以内
質疑応答	20分程度

## エ 出席者

1 事業者につき、3名までとする。現場責任者となる予定の者は、原則出席すること。

## オ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

パソコンは参加者が持参することとし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。また、プレゼンテーションの際には、参加者（企業）を特定できる名称を表示しないこと。

## (2) 審査項目及び評価内容

審査項目	配点全体に占める割合	最高点	最低基準点
1 事業者概要	5/100	100	60
2 業務実績	5/100		
3 業務実施体制	10/100		
4 参考見積	10/100		
5 企画提案書に対する評価	70/100		

## (3) 審査方法

別添の「ふじみ野市立地適正化計画策定支援業務委託評価基準書」に基づき、審査を行う。ただし、参考見積書の提示金額が2(4)で示す提案限度額を超えている場合は、当該企画提案書は審査から除外する。

## (4) 受託候補者の選定

選定委員会の審査の結果、各委員の評価点の平均点と参加資格の評価点の合計点が最低基準点以上の者を受託候補者とし、受託候補者のうち評価点の最も高い者を第一順位の受託候補者とする。

なお、プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査は行い、評価点が最低基準点以上の者を受託候補者として決定する。

また、選定委員に欠席があった場合は、次の式により計算し、評価総合点を算出するものとする。

$$\text{※評価総合点} = \text{出席委員評価点合計} \times (\text{委員定数} \div \text{出席委員数})$$

最高点獲得者が複数いた場合は、1位と評価した評価者の数の多い者を第一順位の受託候補者とする。1位と評価した評価者の数も同数の場合は、選定委員の合議により決定するものとする。

#### (5) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で、プロポーザル選定結果通知書【様式第10号】又はプロポーザル非選定結果通知書【様式第11号】により郵送する。

通知日 令和5年10月中旬予定

### 5 契約の締結

第一順位の受託候補者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、第一順位の受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次に評価点の合計が高い受託候補者から順に協議を行う。

### 6 情報公開

#### (1) 選定結果の公表

受託者決定後、市は受託者として選定された者及び審査結果を市ホームページで公表する。

#### (2) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。

### 7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所

都市政策部都市計画課計画・開発担当

電話：049-220-2068

FAX：049-261-0797

E-mail：toshikei@city.fujimino.saitama.jp